

第4期地域福祉実践計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」を基本とする地域福祉実践計画は、相互に補完し合い、一体となって地域福祉の推進を図っていくことが求められている。

根室市地域福祉計画が未だ策定されていない状況に於いて、地域福祉の一翼を担う社協が急速に進行する少子高齢化や歯止めがかからない人口減少、さらには、障害者福祉に対応した地域福祉事業に対して計画的に取り組むことを目的に、第3期地域福祉実践計画の基本方針や事業を基本にして第4期地域福祉実践計画を策定する。

なお、計画期間中に根室市が地域福祉計画を策定した場合は、整合性の観点から本計画の修正を検討する。

2. 実施主体

社会福祉法人 根室市社会福祉協議会

3. 計画期間

平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標とする5カ年計画とする。

4. 実践計画の基本的な構成

● 基本目標

『誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進』 (第3期目標を踏襲)

『助け合い支え合う地域づくりの推進』 (第4期)

○ 基本計画

- ① 問題を発見・共有し、解決のための協働を可能にする地域づくり
- ② 地域福祉時代にふさわしい福祉サービスの充実・開発
- ③ 利用者支援の取り組み推進
- ④ 住民参加による地域福祉活動の推進
- ⑤ 社協組織・活動の強化推進・評価

○ 実施計画

基本計画に基づく実践課題ごとに実践項目を設定して、年次別に事業名を張り付けて実践する。

5. 実践計画の進行管理

本計画は、毎年度開催する理事会、評議員会に計画の達成状況や評価分析などを行い、対策を講じることとする。